三井住友アセットマネジメント
SMAM

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2018年3月16日

三井住友・日本債券インデックス・ファンド

追加型投信／国内／債券／インデックス型

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：**http://www.smam-jp.com**

お客さま専用フリーダイヤル：**0120-88-2976**

［受付時間］ **営業日の午前9時～午後5時**

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名	三井住友アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2018年1月31日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6兆4,601億円（2018年1月31日現在）

商品分類

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
追加型	国内	債券	インデックス型

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年1回	日本	ファミリーファンド	その他の指数（NOMURA-BPI（総合））

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年3月15日に関東財務局長に提出しており、2018年3月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

国内債券（NOMURA−BPI）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を組み入れることにより、実質的に日本の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 マザーファンドを主要投資対象とし、NOMURA−BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

□ 公社債その他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

NOMURA-BPI（総合）とは

日本の債券市場の動向を的確に表すために野村證券株式会社によって開発された市場指数です。年金運用において、日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

2 マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、解約・償還への対応などの事情により変更することもあります。

3 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

□ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「国内債券（NOMURA−BPI）マザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

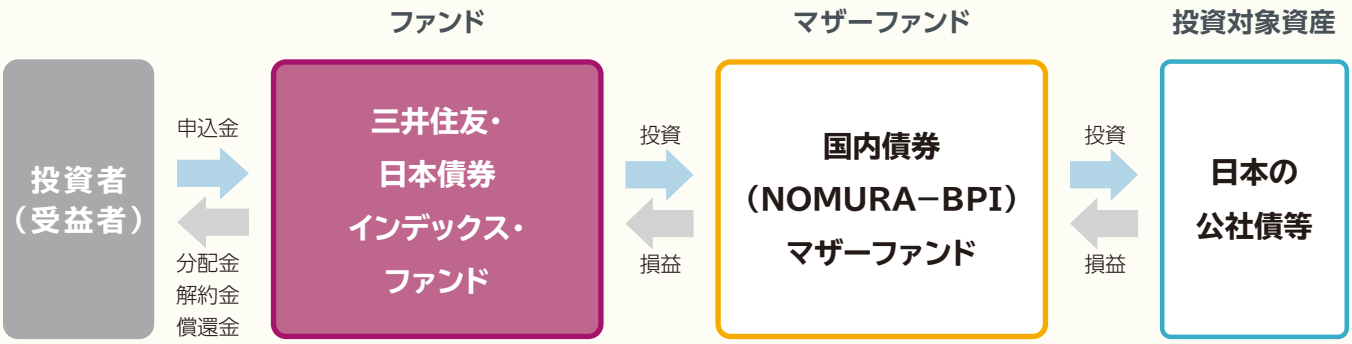

運用プロセス

Voice

運用担当者からのメッセージ

国内の公社債に投資し、NOMURA−BPI（総合）の動きに連動することを目指すファンドです。
マイナス金利環境への対応をはかるため、国債同様に信用力の高い地方債、政府保証債等を国債の代替として組み入れるなど、柔軟な運用を行うことでベンチマークとのかい離を抑えています。
また、債券の売買時には、複数の条件から最良の価格提示先を選択することをルールとし、さらに取引相手である証券会社とのリレーションを構築することで、有利な条件で必要な債券の確保をするなど、運用コストの抑制に力を入れています。
価格変動を抑えた運用や長期的な運用をお考えの方は資産形成にぜひお役立てください。

国内の公社債など【NOMURA-BPI（総合）採用銘柄】

不適格銘柄の除外

委託会社全体の取組みとして、信用・流動性の面で投資対象候補に適さない銘柄を認定し、投資を制限しています。

信用力調査

ベンチマークであるNOMURA-BPI（総合）の採用銘柄の中から、12名のクレジットアナリストが、企業等の信用力についてより詳細な情報を収集します。ファンドマネージャーは、上記情報などを基に、ベンチマークから除外される可能性がある銘柄を回避します。

銘柄分析

ファンドマネージャーは、**層化抽出法**により、ベンチマークを300の層に分け、多面的なアプローチで組入候補銘柄を決定します。

組入候補銘柄

資産配分

組入候補銘柄とベンチマークの収益率のかい離がないように計算します。取引コストを極力抑えながら、ベンチマーク構成に近づくよう、ポートフォリオのバランスを整えます。

ポートフォリオ構築

ファンドマネージャーが複数の価格条件をチェックしながらタイミングを見極め、売買の指示を行います。

ポートフォリオ

ポートフォリオの点検、銘柄の入替えを実施します。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ（層）に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してファンドを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入替えに伴う取引コストの抑制や低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

※上記は、投資者の皆さまに当ファンドの運用プロセスについてわかりやすくお伝えするため、専門用語等を言い換えたり、省略している場合があります。
※上記の運用プロセスは2017年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

ベンチマークの推移

- 以下のグラフは、ファンドのベンチマーク（NOMURA−BPI（総合））の推移です。
- ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、ベンチマークの推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものであり、ファンドの運用実績ではありません。
- ファンドの実際の運用実績は、後掲「基準価額・純資産の推移」をご覧ください。
- ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

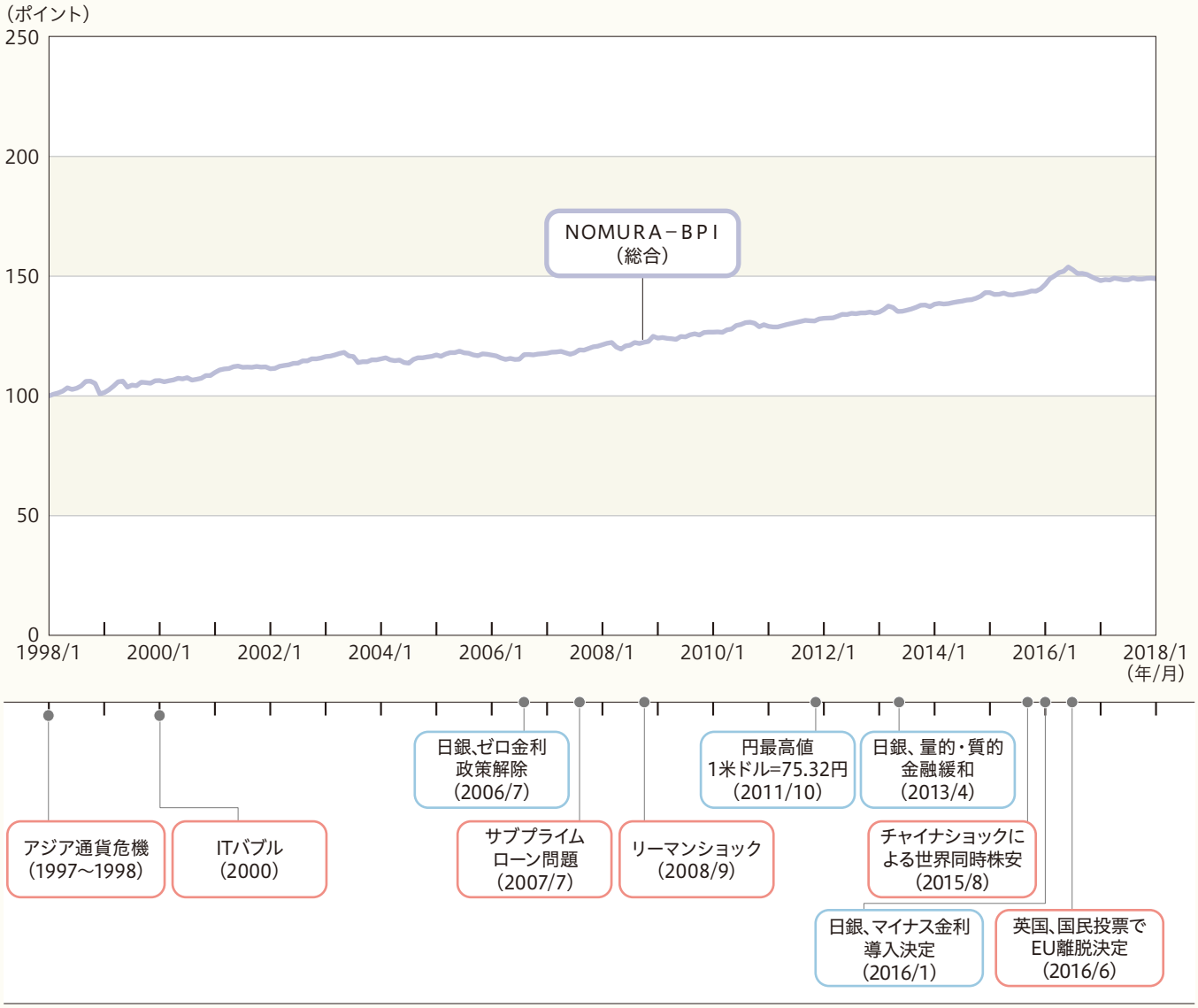

※データは1998年1月末〜2018年1月末。1998年1月末を100として指数化。
※有価証券売買時のコストや信託報酬等の費用負担、組入有価証券の売買のタイミング差等の影響から、当ファンドの値動きは上記推移とは異なります。
※ベンチマーク（NOMURA−BPI（総合））の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

主な投資制限

■株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

■外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

■年1回（原則として毎年6月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。

■分配対象額は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

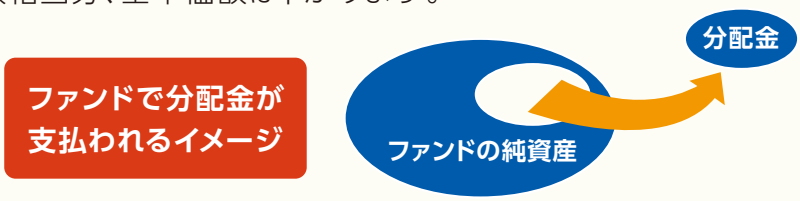

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に日本の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

指数の動きと連動しない要因

ファンドは、NOMURA−BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

投資信託に関する留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2013年2月～2018年1月

分配金再投資基準価額：
2013年2月～2018年1月

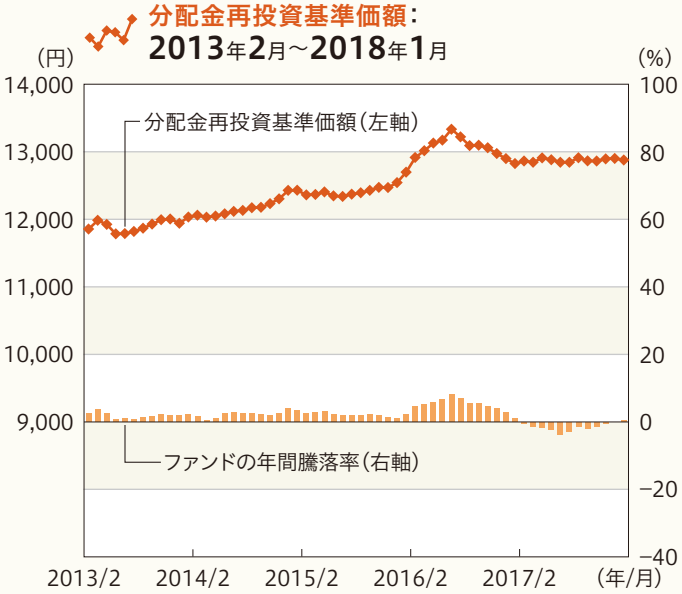

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2013年2月～2018年1月

他の資産クラス：
2013年2月～2018年1月

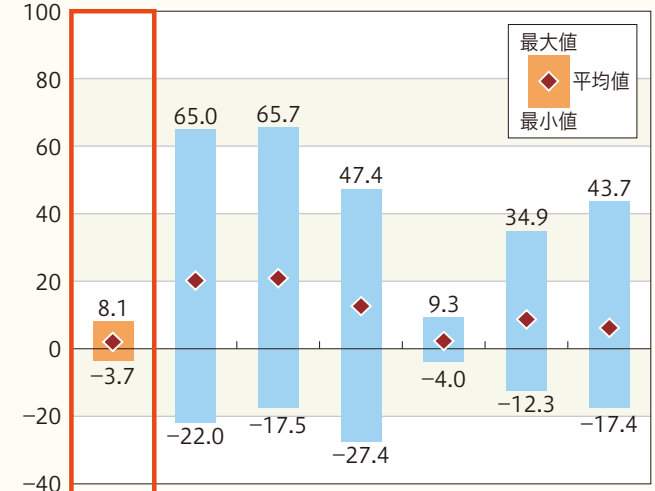

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.0%	20.2%	20.9%	12.6%	2.3%	8.7%	6.2%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日：2018年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

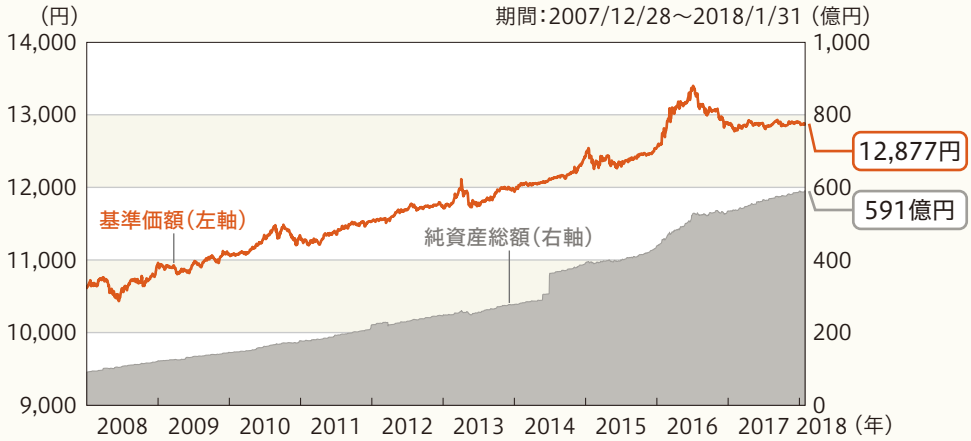

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2017年6月	0円
2016年6月	0円
2015年6月	0円
2014年6月	0円
2013年6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・日本債券インデックス・ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率（%）
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△0.02
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内債券（NOMURA−BPI）マザーファンド	100.02

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2018年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■国内債券(NOMURA−BPI)マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	77.72
特殊債券	日本	9.32
地方債証券	日本	8.00
社債券	日本	3.88
	オーストラリア	0.09
	オランダ	0.09
	アメリカ	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.80
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第130回利付国債(5年)	0.100	2021/12/20	1.19
日本	国債証券	第127回利付国債(5年)	0.100	2021/03/20	1.18
日本	国債証券	第310回利付国債(10年)	1.000	2020/09/20	1.17
日本	国債証券	第125回利付国債(5年)	0.100	2020/09/20	1.13
日本	国債証券	第315回利付国債(10年)	1.200	2021/06/20	1.12
日本	国債証券	第306回利付国債(10年)	1.400	2020/03/20	1.10
日本	国債証券	第128回利付国債(5年)	0.100	2021/06/20	1.09
日本	国債証券	第317回利付国債(10年)	1.100	2021/09/20	1.05
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	0.100	2026/09/20	1.04
日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	0.100	2026/06/20	1.03

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

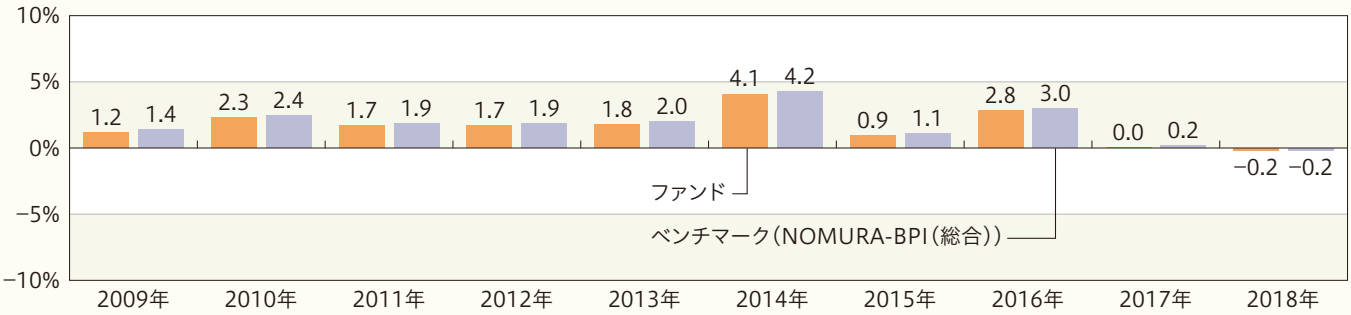

※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2018年の収益率は、年初から2018年1月31日までの騰落率を表示しています。
※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2018年3月16日から2018年9月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限です。(信託設定日:2002年1月4日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.smam-jp.com)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「日債イン」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2018年1月31日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	無手数料です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に**年0.1728%（税抜き0.16%）**の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.06%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.07%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2018年1月31日現在の情報をもとに記載しています。
※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

資産形成なら SMAM

おかげさまで15周年、エスマム